

令和5年 年末の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和5年12月11日（月）～12月20日（水）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 この時期は、一年を通じて最も日没が早いことに加え、降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念される。悲惨な交通事故を起こさないために、市民一人一人に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止を図る。

- 重 点**
- 1 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
 - 2 飲酒運転の根絶
 - 3 自転車等の安全利用の推進

12月15日（金）は
「交通安全にみんなで参加する日」及び
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止

◎運転者は・・・

- 横断歩道の手前では、歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、停止して横断者を横断させましょう。
- 運転者は夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の適切なハイビームの使用により歩行者や自転車利用者等の早期発見による交通事故防止を図りましょう。
- 夜間は速度感が鈍り速度超過になりやすいため、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努めましょう。

◎歩行者・自転車等利用者は・・・

- 夕暮れ時から夜間は「車から見えにくい」ことを認識し、外出時は明るい色の服装を心がけ、反射材用品の活用やライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- 道路を横断しようとするときは、横断歩道を利用し、止まって、見て、手を上げるなど横断する意思表示をして、車が確実に停止するのを確認して渡り始めましょう。横断する際も、左右の安全を確認しながら横断しましょう。

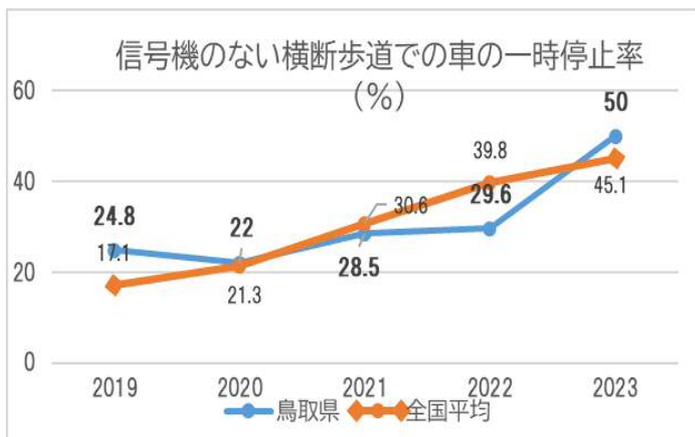


◎地域・家庭・学校等では・・・

- 通勤・通学時間帯における街頭指導を通じて、反射材用品等の着用や自転車の早期前照灯点灯を呼びかけ、それらの徹底と習慣化を図りましょう。
- 児童・生徒に対し、地域の交通安全ボランティアや学校関係者等と連携し、横断歩道を渡ること、信号に従う等の基本的な交通ルールを守ることをはじめ、学校周辺や通学路での交通安全指導や見守り活動等を推進しましょう。
- 家庭では、子どもが普段通行する道路等の危険箇所を確認し、特に注意して通行するよう話し合しましょう。

◎職場では・・・

- 夕暮れ時から夜間における視認性の低下や帰宅時間帯の交通量増加の実態を把握し、前照灯の早期点灯・ハイビームの適切な活用について指導しましょう。
- 従業員に対し、歩行者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど、思いやりのある運転を指導しましょう。



「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、2023年調査時における鳥取県の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は50%となり、全国平均45.1%を上回りましたが、半数は停まらない現状があります。交通ルールを守って停止率100%を目指しましょう。(参考：JAF調査結果)

重点事項2

飲酒運転の根絶

飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、「飲酒運転をしない！させない！」ことを徹底しましょう。

◎運転者(自転車利用者を含む)その周りの人は・・・

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめてください。
- 運転する人に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗すること、飲酒した人に車を貸すことも、飲酒運転と同様にすべて犯罪です。絶対にやめてください。
- 飲酒を伴う会合等には車や自転車で出かけず、公共交通機関等を利用しましょう。やむを得ず車を使用する場合は、自動車運転代行の利用や「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識しましょう。

◎家庭・地域では・・・

- 町内会・地域の行事や各種広報媒体（掲示板や回覧板、有線放送等）を活用し、飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性等について積極的な広報啓発に努めましょう。
- 家庭では、身近な人が飲酒運転による交通事故の当事者や被害者とならないように、飲酒運転によって失う代償の大きさ、命の大切さ等について話し合ひましょう。

◎飲食店等では・・・

- 店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスター等を掲出し、客に対する注意喚起に努め、『ハンドルキーパー運動』を推進しましょう。
- タクシーや運転代行等の利用を働き掛け、飲酒した人に運転させないよう徹底してください。

【飲酒運転】 ※運転者以外にも罰則が科せられます！

<運転者・車両の提供者>

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

<酒類提供者・車両の同乗者>

酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

ハンドルキーパー運動とは

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。



重点事項3

自転車等の安全利用の推進

自転車乗用中の事故は、出会い頭事故が自転車事故の半数以上を占めています。また、負傷者のうち約3割に安全不確認などの交通違反がありました。(R4 交通年鑑より) 自転車は車両であることを強く意識するよう、利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
- イヤホン等の使用や、スマートフォン等を操作しながら運転する『ながら運転』は絶対にやめましょう。
- 早めのライト点灯を心がけ、自転車の側面等に反射材用品等を取り付けるなどして、自転車の被視認性の向上を図りましょう。
- 降雪時や道路凍結時は、転倒や事故の危険性が増えるため、徒歩や公共交通機関を利用するなど安全な交通行動をとりましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

◎関係機関・地域・学校では・・・

- 日常生活指導等で交通事故に関する話題に触れ、自転車は車両であることを認識し、交差点での信号遵守や一時停止義務等、交通ルール遵守の重要性を繰り返し伝え、交通事故に遭わないための交通行動を身につけさせましょう。
- 全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用が定着するよう、関係機関・学校・警察等が連携して、さらなる広報啓発に努めましょう。
- 関係機関は、令和5年7月1日道路交通法一部改正により施行された「特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)」に係る交通ルールの周知と遵守のため、広報啓発を行いましょ。
- 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)利用者も、交通事故による被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。